

一般社団法人日本不整脈心電学会 北海道支部臨床研究推進委員会

規定

第1章 総則

(名称)

第1条 本委員会は、日本不整脈心電学会（以下「本学会」という。）北海道支部臨床研究推進委員会（以下「本委員会」という。）と称し、英文表記は Committee on Clinical Research, Hokkaido Regional Office of Japanese Heart Rhythm Society とする。

(目的)

第2条 本委員会の目的は、北海道地区における不整脈学および心電学（心電図学、心臓電気生理学）分野の研究を推進し、医療の発展、健康増進に寄与することとする。

(業務)

第3条 本学会北海道支部に所属する若手、中堅の学会員が主体となって実施する臨床研究の推進のために次の業務を行う。

- (1) 臨床研究の公募、採択および研究課題の日本不整脈心電学会研究倫理審査委員会への申請
 - (2) 承認が得られた研究課題を遂行するための支援
 - (3) その他、目的達成に必要な業務
2. 委員長は、毎事業年度終了後、本学会北海道支部総会に本委員会の業務を報告し、承認を得た後、理事会に報告する。

第2章 委員および委員会

(委員)

第4条 支部長は、本学会北海道支部役員の中から、次の通り委員、委員長を指名する。

- (1) 委員数名程度
 - (2) 委員長1名
2. 委員の辞任等にかかわらず、必要に応じて委員を増員することができる。
3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会)

第5条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2. 本委員会開催にあたっては、議事録を作成することとし、事務局で保管する。
3. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。

第3章 会計

(会計)

第6条 委員長は、毎事業年度終了後、北海道支部総会に本委員会の収支を報告し、承認を得なければならない。

附則

- 1) 本規定は、2024年6月15日より施行する。
- 2) 本規定の改廃は、本学会北海道支部総会の承認を得るものとする。